

フロントシート

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

[illegible]

平成26年5月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

福岡地方裁判所判事補
關 隆 太 郎

報 告 書

1 国内インターネットサービスプロバイダ（ISP）に対するフィルタリング命令に関する欧州の裁判所の動向について

4月は主にサイバー法の課題である8000字のエッセイを書くことに専念しておりました。エッセイのテーマは「インターネット上の違法コンテンツをめぐる国際紛争について国内裁判所はどのような役割を果たすべきか」とし、国内の原告が、海外にいる者がオンライン配信した特定のコンテンツが国内法上違法（著作権・商標権侵害、名誉毀損、ポルノ、ヘイトスピーチなど）であると主張する場合に、当該国内の裁判所が当該紛争について管轄を有するかという論点と、近年、欧州で議論となっている、国内ISPに対するフィルタリング命令（当該ISPに対し、そのユーザーが国内法上違法なコンテンツへアクセスできないように命じるもの）が許されるかという論点について書きました。管轄の論点については、第7回の報告書に書きましたように、欧州では、国内法上違法なコンテンツが当該国内において閲覧可能であり、それにより当該国内で害悪が発生しているとみることができる場合には、当該国の裁判所が管轄を有するという考え方が一般的です（ただし、当該コンテンツがその国で閲覧されることを意図して配信されていた場合に限り、管轄があるとの見解もあります。）。もともと、仮に、当該国の裁判所が、違法コンテンツの配信者に対して、削除等を求める判決を下したとしても、その者が、例えばアメリカのように表現の自由に手厚い保護を与えられている国にいる場合には、当該判決を承認・執行してもらえない可能性が高く、他のより実効的な方法が必要となります。そこで、2000年以降提唱されてきたのが、国内のISPに対し、同社のユーザーが違法コンテンツにアクセスするのをブロックする措置をとるよう求めるフィルタリング命令です。技術的にはいくつかのブロック方法があり、代表的なものは、違法コンテンツを含むウェブページのIPア

ドレスをブラックリストに登録してブロックする方法や、当該ウェブページのドメイン名をブラックリストに登録し、IPアドレスへの変換をブロックする方法、当該ウェブページのURLをもとにブロックする方法のようです。このフィルタリング命令は、配信者の行動を制約するものではないため、海外の主権を犯すことなく、自国の法秩序を維持できるという点で優れた方法だと一般的には考えられているのですが、他方で、①ブラックリストに登録されたIP address、ドメイン名、URLを変える等の方法によりブロックを免れることができ、実効的でない、②フィルタリングの方法によっては、膨大な量の適法なコンテンツまでブロックしてしまい、国民の情報アクセス権や配信者の表現の自由を侵害する、③ISPに経済的、技術的負担をかけるなどといった問題点も指摘されていました。実際、ペンシルベニア州裁判所が、検察官がISPに対し、違法ポルノを含む特定のウェブページへの閲覧をブロックすることを命じることができるとする州法を、実効性が低いにもかかわらず、適法なコンテンツを過度にブロックすることになり、表現の自由を侵害するとして、違憲と判断したという事例があり、最近でも、オランダの控訴審裁判所がフィルタリング命令を違法としました。他方、英国を含む欧州10か国の裁判所では、このようなフィルタリング命令は、著作権侵害のコンテンツに関して、一般的に認められていました。そして、2014年3月27日、欧州司法裁判所が、著作権侵害に関し、ISPに対するフィルタリング命令はEU法上許されるとの判断を示しました。この事件は、映画著作権を有する2つのオーストリアの会社（原告）が、特定のウェブサイトで、自社らが著作権を有する作品が違法にダウンロード・ストリーミングされていると主張し、オーストリアのISP（被告）に対し、当該サイトへのアクセスをブロックするよう求めて提訴したものです。第一審が、当該サイトのドメイン名及びIPアドレスに基づくブロックを命じたのに対し、控訴審は、具体的な手段を指定しないフィルタリング命令を下しました。そこで、オーストリア最高裁が、欧州司法裁判所に、これらのようなフィルタリング命令がEU法上適法かについて意見を求めました。これに対し、当該裁判所は、①潜脱不可能なブロック技術は存在せず、違法コンテンツへのアクセスが実質的に困難になる程度のブ

ロックであれば足りる、②どのフィルタリング技術を使用するかによって、ブロックの実効性やISPが被る負担は異なり、ISPこそが合理的なフィルタリング技術を選択でき立場にあるので、裁判所は具体的なブロック方法を指定するべきではない、③ISPが採用したブロック方法が、それらの観点から合理的であると証明すれば、フィルタリング命令を遵守したと認められる、④ユーザーは知る権利を有しているので、ISPによるフィルタリングが適法なコンテンツまでブロックしている場合には、裁判所に対して不服申立てをすることができるようにすべきである等と述べ、一般論として、ISPに対するフィルタリング命令は適法であると示しました。

もっとも、この判決は、あくまで著作権侵害物のダウンロード・ストリーミングを組織的に行っているウェブサイトに関するフィルタリング命令を許容したに過ぎません。このようなサイトは著作権侵害の程度が甚だしく、それによる損害も大きいので、フィルタリングを命じることは、法的責任のないISPの負担を考えても妥当と思われます（この点は判決中、特に指摘されていません。）。しかし、そうではない小規模なウェブサイトや、名誉毀損的表現、違法なヘイトスピーチを含む個人のブログなど、社会全体への悪影響がそれほど大きいとはいえないような場合にまで、ISPに対して逐一ブロックを命じるのが許されるのかはやや疑問があります。これまでそのような事例でフィルタリング命令が出されたことはないようですし、今回の欧州司法裁判所の判決の評釈もまだ出ていない状況なので、今後もこのフィルタリング命令についての議論に注目していきたいと思います。

以上